



平成 21 年 2009.11.22



編集・発行 三鷹市教育委員会 東京都三鷹市下連雀 9-11-7

MITAKA Education Board みたかの教育

紙面から 2面/教育委員の主な活動、教育委員会委員人事
3面/全国学力・学習状況調査の調査結果について 4面/社会教育会館のつどい

三鷹市教育委員会 ☎0422-45-1151

総務課(3213)・学務課(3233)・指導室(3247)・生涯学習課(3313)・

スポーツ振興課(3324)・社会教育会館 49-2521・図書館 43-9151()内は内線番号

子どもの権利条約と 家庭での体罰



教育委員会委員長
いそがえ ふみあき
磯谷 文明

今からちょうど20年前の一九八九年十一月20日、国連は新しい時代へ向けて子どもの権利を高らかに謳った児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)を採択しました。日本も、少し遅れて一九九四年に批准しました。

条約に関連して考えなければならぬ問題に、家庭内の体罰があります。条約19条は、体罰という言葉こそ使っていないものの、家庭における子どもへの暴力が認められないことを明らかにしています。そして、二〇〇六年、国連子どもの権利委員会は、家庭における体罰をなくすことが締約国の義務であることを明言した上で、そのことが社会のあらゆる形態の暴力を減少させ、かつ防止するための鍵になると述べました。

諸外国をみわたすと、家庭における体罰を禁止する国はいまだ少数とはいえ、近年着実に増えていきます。ある人権団体の調査では、これまでに26の国と地域で家庭における体罰が禁止されています。一方、日本では、虐待を禁止する法律はありますが、家庭での体罰を禁止する法律はなく、むしろ民法は親が子を懲らしめる権利すら定めているのです。

体罰を禁止されると、子どもを叱れなくなるのではないかと心配する方もいらっしゃるかもしれませんが、そうではありません。叱られた子どもが納得するかどうかは、法律と関係ありません。大切なのは親と子の信頼関係であって、信頼関係があるからこそ叱られても納得がいくのです。逆に、体罰は子どもの心を深く長く傷つけ、その信頼関係を蝕むこととなります。

確かに体罰容認論も根強いようです。しかし、スウェーデンやドイツでも、体罰を禁止した当時は体罰容認論が多数派でしたが、実際に禁止してみると、体罰は子育てに必要ないと考える親が多数派になったという報告もあるようです。条約採択20周年の今、あらためて体罰について考え直してみることが必要ではないでしょうか。

(教育委員会委員長関連記事は2面をご覧ください。)



古紙配合率100%再生紙を使用しています